

Tomisato City

総 則



目 次

総 則

第1編 総 則	総則-1
第1節 計画の策定	総則 1-1
1. 計画の目的	総則 1-1
2. 計画の位置付け	総則 1-1
3. 計画の構成	総則 1-1
4. 計画の習熟、周知徹底	総則 1-1
5. 計画の修正	総則 1-1
第2節 防災関係機関等の役割	総則 2-1
1. 富里市	総則 2-1
2. 千葉県	総則 2-1
3. 指定地方行政機関	総則 2-2
4. 自衛隊	総則 2-5
5. 指定公共機関	総則 2-5
6. 指定地方公共機関	総則 2-7
7. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	総則 2-8
第3節 住民、自主防災組織及び事業所の役割	総則 3-1
第1 住民の果たす役割（自助）	総則 3-1
1. 平常時に実施する事項	総則 3-1
2. 発災時に実施すべき事項	総則 3-1
第2 自主防災組織の果たす役割（共助）	総則 3-2
1. 平常時に実施する事項	総則 3-2
2. 発災時に実施すべき事項	総則 3-2
第3 事業所等の果たす役割	総則 3-2
1. 平常時に実施する事項	総則 3-3
2. 発災時に実施すべき事項	総則 3-3
第4節 市の災害環境	総則 4-1
第1 位置及び概況	総則 4-1
第2 自然環境	総則 4-2
1. 地形・地質	総則 4-2
2. 気象	総則 4-2
第3 社会環境	総則 4-4
1. 人口	総則 4-4
2. 建物	総則 4-7
3. 道路交通	総則 4-8
4. 土地利用	総則 4-8
5. ライフライン	総則 4-9

第4 災害履歴	総則4-10
1. 地震災害	総則4-10
2. 風水害	総則4-11
第5節 市の災害想定	総則5-1
第1 地震被害想定	総則5-1
1. 想定地震	総則5-1
2. 想定結果	総則5-1
第2 土砂災害想定	総則5-4
1. 想定概要	総則5-4
2. 土砂災害警戒区域	総則5-4
3. 想定結果	総則5-5
第3 浸水被害想定	総則5-6
1. 外水氾濫（河川氾濫）	総則5-6
2. 内水氾濫（雨水出水）	総則5-7
第6節 災害対策の基本方針	総則6-1
1. 自助・共助・公助による被害の軽減	総則6-1
2. 地域防災力の向上	総則6-1
3. 最大リスクを想定した地震に対する災害対策	総則6-1
4. 要配慮者への支援	総則6-2
5. 男女共同参画の視点	総則6-2
6. 広域応援体制の構築	総則6-2

第1編 総則

富里市地域防災計画全体に共通する一般的・包括的な事項を示す。

市は、東日本大震災の教訓である「想定外は許されない」という考えのもと、「市で想定される最大規模の被害を想定した災害対策」を基本方針とする。

また、これまでの大規模災害時における住民及び地域コミュニティによる自助・共助の大切さから、総則に「住民、自主防災組織及び事業所の役割」を位置付ける。

総 則

第1節 計画の策定

第2節 防災関係機関等の役割

第3節 住民、自主防災組織及び事業所の役割

第4節 市の災害環境

第5節 市の災害想定

第6節 災害対策の基本方針

総
則

災害
予
防
計
画

震
災
—
風
水
害
—
事
故
災
害
—
東
海
地
震
—
災
害
応
急
対
策
計
画

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

第1節 計画の策定

1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という）第42条及び富里市防災会議条例第2条の規定により、富里市防災会議が作成する計画であって、市の地域に係る防災に関し、市、県、防災関係機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

災害時において可能な限り減災を図るためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要である。本計画は、市が災害予防活動、災害応急対策活動及び災害復旧活動等の一連の災害対策を遂行するに当たり、自助・共助の考えに基づく住民、事業所等の協力を得て、その全力を挙げて住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

2. 計画の位置付け

本計画は、市に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災方針を定めた防災基本計画及び千葉県地域防災計画、防災業務計画等との整合性並びに関連性を有するものであるが、地域の特性や災害環境に合わせた独自の計画である。

3. 計画の構成

本計画は、震災、風水害及び大規模事故災害についての対応を図るものである。計画の構成は、次のとおりである。

4. 計画の習熟、周知徹底

市及び防災関係機関等は、この計画の遂行に当たり、それぞれの責務が十分果たせるように、平素から又は他の機関と協力して調査研究を行い、教育訓練その他の方法により、本計画の習熟に努める。

また、市の職員はもとより関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努める。

5. 計画の修正

本計画は、災対法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは、富里市防災会議において修正する。各対策担当課及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、必要に応じ計画修正案を富里市防災会議に提出する。

■富里市地域防災計画の構成

総則	災害予防計画	
	震災	災害応急対策計画
	風水害	
	事故災害	
復興計画	東海地震	
	資料編	

第1編 総則	第1節 計画の策定
	第2節 防災関係機関等の役割
	第3節 住民、自主防組織及び事業所の役割
	第4節 市の災害環境
	第5節 市の災害想定
	第6節 災害対策の基本方針
第2編 災害予防計画	第1章 市の防災力の向上
	第1節 活動体制の強化
	第2節 緊急対応活動のための準備
	第3節 生活維持活動のための準備
	第4節 調査研究
	第2章 被害防止対策の推進
	第1節 災害に強いまちづくり
	第2節 火災予防対策
	第3節 危険物施設等の災害予防対策
	第4節 地盤災害予防対策
	第5節 浸水予防対策
	第6節 雪害予防対策
	第7節 風害予防対策
	第8節 大規模事故災害予防対策
	第3章 地域の自主防災力の向上
	第1節 防災教育
	第2節 防災訓練
	第3節 要配慮者の安全確保
	第4節 地域の防災組織等の整備
	第5節 災害ボランティア活動のための環境
第3編 災害応急対策計画	第1章 震災応急対策
	第1節 活動体制の確立
	第2節 初動対応期の応急対策活動
	第3節 救援期の応急対策活動
	第2章 風水害応急対策
	第1節 活動体制の確立
	第2節 警戒活動期の応急対策活動
	第3節 初動対応期の応急対策活動
	第4節 救援期の応急対策活動
	第3章 大規模事故災害応急対策
	第1節 市で懸念される大規模事故災害
	第2節 大規模火災対策計画
	第3節 林野火災対策計画
	第4節 危険物等災害対策計画
	第5節 航空機事故災害対策計画
	第6節 道路事故災害対策計画
	第7節 放射性物質事故災害対策計画
	第8節 水道事故災害対策計画
	第9節 大規模停電事故災害対策計画
	第4章 東海地震に係る周辺地域
	第1節 計画の基本方針
	第2節 東海地震関連情報と防災対策
	第3節 東海地震注意情報発表時の対応
	第4節 警戒宣言発令に伴う対応措置
	第5節 住民等のとるべき措置
第4編 災害復旧復興計画	第1節 生活安定のための措置
	第2節 生活関連施設の復旧計画
	第3節 災害復興計画
資料編	資料集
	様式集

第2節 防災関係機関等の役割

災対法において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、次の役割の実施を義務付けられている。

1. 富里市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域の防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項、災対法第42条、災対法第42条の2）

- ① 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- ② 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- ③ 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- ④ 災害の防除と拡大の防止に関すること
- ⑤ 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- ⑥ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- ⑦ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ⑧ 被災市営施設の応急対策に関すること
- ⑨ 災害時における文教対策に関すること
- ⑩ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- ⑪ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- ⑫ 被災施設の復旧に関すること
- ⑬ 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- ⑭ 被災者の生活再建支援に関すること
- ⑮ 消防施設、消防本部体制の整備に関すること
- ⑯ 危険物施設等の実態把握と防護の指導に関すること
- ⑰ 火災発生時の消火活動に関すること
- ⑱ 水防活動による防除、軽減に関すること
- ⑲ 被災者の救助、救援に関すること

2. 千葉県

千葉県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域の防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災対法第4条第1項）

- ① 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- ② 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること

総則	災害予防	震災	風水害	事故災害	東海地震	災害復旧	資料編
	計画	災害	応急	対策	計画	復興	計画

総則	災害予防
計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

- ③ 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- ④ 災害の防除と拡大の防止に関すること
- ⑤ 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- ⑥ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- ⑦ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ⑧ 被災県営施設の応急対策に関すること
- ⑨ 災害時における文教対策に関すること
- ⑩ 災害時における社会秩序の維持に関すること
- ⑪ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- ⑫ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- ⑬ 被災施設の復旧に関すること
- ⑭ 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- ⑮ 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- ⑯ 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- ⑰ 被災者の生活再建支援に関すること
- ⑱ 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

3. 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講じる責務を有する。（災対法第3条第1項）

（1）関東管区警察局

- ① 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- ② 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- ③ 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- ④ 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- ⑤ 噴火警報等の伝達に関すること

（2）関東財務局千葉財務事務所

＜立会関係＞

- ① 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること

＜融資関係＞

- ① 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
- ② 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること

＜国有財産関係＞

- ① 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
- ② 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること

- ③ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
- ④ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
- ⑤ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
- ⑥ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること

＜民間金融機関等に対する指示、要請関係＞

- ① 災害関係の融資に関すること
- ② 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
- ③ 手形交換、休日営業等に関すること
- ④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
- ⑤ 営業停止等における対応に関すること

（3）関東信越厚生局

- ① 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- ② 関係職員の派遣に関すること
- ③ 関係機関との連絡調整に関すること

（4）関東農政局

- ① 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- ② 応急用食料・物資の支援に関すること
- ③ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- ④ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- ⑤ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- ⑥ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- ⑦ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- ⑧ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- ⑨ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- ⑩ 被害農業者に対する金融対策に関すること

（5）関東森林管理局

- ① 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

（6）関東経済産業局

- ① 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- ② 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- ③ 被災中小企業の振興に関すること

（7）関東東北産業保安監督部

- ① 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する

総則	災害予防計画
	震災
	風水害
	事故災害
	東海地震
復興計画	災害復旧
	資料編

こと

(8) 関東運輸局

- ① 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- ② 災害時における被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- ③ 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること

(9) 成田空港事務所

- ① 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- ② 遭難航空機の搜索及び救助に関すること
- ③ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(10) 関東地方整備局

＜災害予防＞

- ① 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- ② 通信施設等の整備に関すること
- ③ 公共施設等の整備に関すること
- ④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関すること

＜災害応急対策＞

- ① 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
- ② 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
- ③ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- ④ 災害時における復旧資材の確保に関すること
- ⑤ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
- ⑥ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
- ⑦ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

＜災害復旧＞

- ① 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努め、迅速かつ適切な復旧を図ること（災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施）

(11) 東京管区气象台

- ① 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること
- ② 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること
- ③ 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること
- ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

総則	災害予防
計画	
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

(12) 関東総合通信局

- ① 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- ② 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事
- ③ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事
- ④ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事

(13) 千葉労働局

- ① 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
- ② 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

4. 自衛隊

＜災害派遣の準備＞

- ① 防災関係資料の基礎調査に関する事
- ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
- ③ 防災資材の整備及び点検に関する事
- ④ 市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関する事

＜災害派遣の実施＞

- ① 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
- ② 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

5. 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第6条第1項）

(1) 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

- ① 電気通信施設の整備に関する事
- ② 災害時における緊急通話の取扱に関する事
- ③ 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- ④ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(2) 日本赤十字社千葉県支部

- ① 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- ② 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事

③ 義援金品の募集及び配分に関すること

(3) 日本放送協会

- ① 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- ② 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- ③ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- ④ 被災者の受信対策に関すること

(4) 東日本高速道路株式会社

- ① 有料道路の保全に関すること
- ② 有料道路の応急復旧工事の施工に関すること
- ③ 災害時における緊急交通路の確保に関すること

(5) 成田国際空港株式会社

- ① 災害時における空港の運用に関すること
- ② 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- ③ 帰宅困難者対策に関すること

(6) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- ① 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(7) 東京電力パワーグリッド株式会社

- ① 災害時における電力供給に関すること
- ② 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(8) 日本郵便株式会社

- ① 災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- ② 災害時における郵便事業の災害特別事務扱い及び援護対策に関すること
 - ・ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - ・ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - ・ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - ・ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- ③ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

(9) 東京ガス株式会社

- ① ガス供給施設(製造設備等を含む)の建設及び安全確保に関すること。
- ② ガスの供給に関すること。

総則	災害予防
計画	災害応急対策計画
震災	災害復旧
風水害	復興計画
事故災害	
東海地震	
資料編	

- (10) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

- ① 災害時における物資の調達・供給確保に関すること

6. 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

- (1) 日本瓦斯株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会

- ① ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

- (2) 公益社団法人千葉県医師会

- ① 医療及び助産活動に関すること
② 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

- (3) 一般社団法人千葉県歯科医師会

- ① 歯科医療活動に関すること
② 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

- (4) 一般社団法人千葉県薬剤師会

- ① 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
② 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
③ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

- (5) 公益社団法人千葉県看護協会

- ① 医療救護活動に関すること
② 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

- (6) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- ① 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
② 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
③ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

- (7) 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

- ① 災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

総則

災害
計画
予防

震
災

風
水
害

事
故
災
害

東
海
地
震

災
害
復
旧
計
画

資
料
編

7. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

災害支援分野ごとに公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割は、次のとおりである。

分野	名称	役割
医療救護	公益社団法人 千葉県柔道整復師会	① 医療活動に関すること ② 接骨師会と医療機関との連絡調整に関すること
	病院等医療施設管理者	① 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ② 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること ③ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること ④ 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること
環境衛生	印旛衛生施設管理組合	① し尿の収集・処理に関すること
社会福祉	社会福祉法人 富里市社会福祉協議会	① 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内での世話業務等の協力に関すること ② 要配慮者の支援に関すること ③ その他災害応急対策についての協力に関すること ④ 災害ボランティアに関すること
	社会福祉施設管理者	① 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ② 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること
農業支援	富里市農業協同組合	① 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること ② 農作物等災害応急対策の指導及び被害農家に対する融資等のあっせんに関すること ③ 農業生産資機材及び農家生活資材の確保に関すること
商工業支援	富里市商工会	① 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること ② 救助用物資（生活必需品）、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること ③ 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること ④ 災害時における物価安定への協力に関すること
	富里市商工業促進協議会	① 災害時における道路復旧対策、住宅復旧対策及び建設活動への協力に関すること
危険物	危険物取扱施設等の管理者	① 安全管理の徹底に関すること ② 防護施設の整備に関すること
金融支援	金融機関の管理者	① 被災事業者等に対する資金の融資に関すること

第3節 住民、自主防災組織及び事業所の役割

東日本大震災をはじめとする大規模災害で得た最も重要な教訓のひとつは、防災活動の基本は、住民一人ひとりが、防災についての知識と行動力を身に付け、「自助：自らの命は自らで守る」「共助：共に協力しあい地域を守る」の考えのもと、全ての災害に対処することが重要であるということである。

住民はこの原点に立って、日頃から非常食料等を備蓄し、近隣住民と協力して自主的に全ての災害に備えるとともに、災害発生時には市及び防災関係機関が行う消火・救援活動等の防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等についても、防火管理体制の強化、防災訓練の実施等、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない（災対法第7条）。

第1 住民の果たす役割（自助）

住民が、災害による被害を軽減し、及び拡大を防止するために、「自助」「共助」の考えに基づき、平常時に実施する事項及び災害発生時に実施すべき事項は、次のとおりである。

1. 平常時に実施する事項

- ① 防災に関する知識の習得
- ② 過去の災害から得られた教訓の伝承
- ③ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- ④ 防災用品、非常持出品の準備
- ⑤ 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄（最低3日分（推奨1週間分））
- ⑥ 避難所、避難路の確認
- ⑦ 家屋等の耐震化の促進
- ⑧ 家具類の転倒防止及びガラスの飛散防止対策
- ⑨ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- ⑩ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段の確保
- ⑪ 市や県の実施する防災訓練への参加
- ⑫ 区、自治会、自主防災組織の実施する防災訓練への参加
- ⑬ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（区・自治会・区長会の活動等）への参加

2. 発災時に実施すべき事項

- ① 正確な情報の把握及び伝達
- ② 確実な出火防止措置及び初期消火の実施
- ③ 適切な避難の実施
- ④ 自主防災組織等の組織的な応急復旧活動への参加と協力

第2 自主防災組織の果たす役割（共助）

区・自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し、及び拡大を防止するために、「自助」「共助」の考えに基づき、平常時に実施する事項並びに発災時に実施すべき事項は、次のとおりである。

1. 平常時に実施する事項

- ① 防災に関する知識の普及、啓発
- ② 避難場所、避難路の確認
- ③ 地域内の要配慮者の把握・個別計画の作成推進
- ④ 消火訓練の実施
- ⑤ 避難誘導訓練の実施
- ⑥ 救援救護訓練の実施
- ⑦ 診療所・医療機関等との連携
- ⑧ 地元商店街等との連携
- ⑨ 防災資機材の備蓄、管理

2. 発災時に実施すべき事項

- ① 対策本部の設置、運営及び各活動班との連絡調整
- ② 火災の初期消火と市災害対策本部及び関係機関への連絡
- ③ 人員の確認、地域住民の避難誘導
- ④ 要配慮者の安否確認、避難誘導及び安全確保
- ⑤ 負傷者の救護、医療機関との連携
- ⑥ 避難所開設への協力
- ⑦ 避難所の運営
- ⑧ 被害状況、災害情報の収集・報告・広報
- ⑨ 救援物資の受入れ、配分
- ⑩ 食料、飲料水の調達、配分
- ⑪ 被災者に対する炊き出し
- ⑫ 県、市が行う被害状況調査等の災害対策への協力

第3 事業所等の果たす役割

市内で活動する事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、食料・飲料水・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所等の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努める。

また、事業所等は、各事業所等が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防

災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努める。

1. 平常時に実施する事項

- ① 防災責任者の育成
- ② 建築物の耐震化等による安全性の確保
- ③ 建築物の風水害対策
- ④ 施設、設備の安全管理
- ⑤ 防災訓練等の実施
- ⑥ 従業員に対する防災知識の普及
- ⑦ 自衛消防隊及び自衛水防組織の結成と防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導、帰宅困難者対策等）や浸水防止計画の作成
- ⑧ 地域防災活動への参加、協力
- ⑨ 企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討、協力体制の確立
（避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援等）
- ⑩ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ⑪ 広告、外装材等の落下防止
- ⑫ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定

2. 発災時に実施すべき事項

- ① 正確な情報の把握及び伝達
- ② 出火防止措置、初期消火の実施
- ③ 従業員、利用者等の避難誘導、安全の確保
- ④ 応急救助・救護
- ⑤ ボランティア活動への支援
- ⑥ 帰宅困難な従業員への支援
- ⑦ 重要業務の継続及びそのために必要な措置

総則

災害
計画震
災災害
応急
対策
計画

風水害

事故
災害
東
海
地
震災害
復興
計画資
料
編

第4節 市の災害環境

第1 位置及び概況

本市は、千葉県北部の下総台地の中央に位置し（市役所の位置は北緯 35 度 43 分 24 秒、東経 140 度 20 分 46 秒）、東西約 10 km、南北約 11 km、面積は 53.88 km² を有する。東京都心からは、東に 50～60 km 圏、成田国際空港からは西に 4km のところに位置しており、北は成田市、西は酒々井町、南は八街市、山武市、東は芝山町に接している。

江戸時代から明治初期にかけては、広大な山林原野が広がり、山栗の産出や製炭業、稲作が主な産業であった。本市の中央部や東部に広がる原野は「佐倉七牧」に数えられる「内野牧」（七栄）、「高野牧」（十倉）と呼ばれ、馬の放牧が行われていた。

江戸時代は佐倉藩領であったが、明治4年の廃藩置県後は佐倉県、印旛県と所管が変わったが、明治 17 年には「連合戸長役場制」が実施され、七栄村他 12 か村が連合し、明治 22 年の町村制の施行によりこの 13 の村が集まり「十三の里（村）」から富里村が誕生した。明治に入り、国策による開墾や明治 21 年の宮内省下総御料牧場の建設等により、農村地域として発展した。

明治期の主な作物としては、米、麦、小豆、茶、その他特産物として「佐倉炭」を産出し、大正期には米、麦、サツマイモ、落花生など、そして昭和に入ると落花生、さといも、すいか、ごぼう、にんじんなどが盛んに栽培され、なかでも、すいかについては、昭和8年に千葉県立農業試験場で「都一号」を作出したことから、富里でもすいか栽培を取り入れ、昭和 11 年には皇室へ献上した。以降、「富里スイカ」の名は全国に広まり、全国でも有数の出荷量を誇る。

また、戦後には、戦災者、復員軍人、外地引上げ者等による開拓も進められた。富里の主要産業である農業はこのころから長期にわたり豊かな農村として発展した。

その後、昭和 41 年の成田国際空港建設決定や昭和 46 年の東関東自動車道富里インターチェンジの開通、そして昭和 53 年の成田国際空港の開港により著しい都市化が進展する。このような状況の中、昭和 58 年には人口は3万人を超え、昭和 60 年4月1日に町村制を施行、さらに人口5万人を突破したことにより平成 14 年4月1日に市制が施行された。

総則

災害
計画
防災

震
災

災害
応急
対策
計画

事故
災害

東
海
地
震

復興
計画
復旧

資
料
編

第2 自然環境

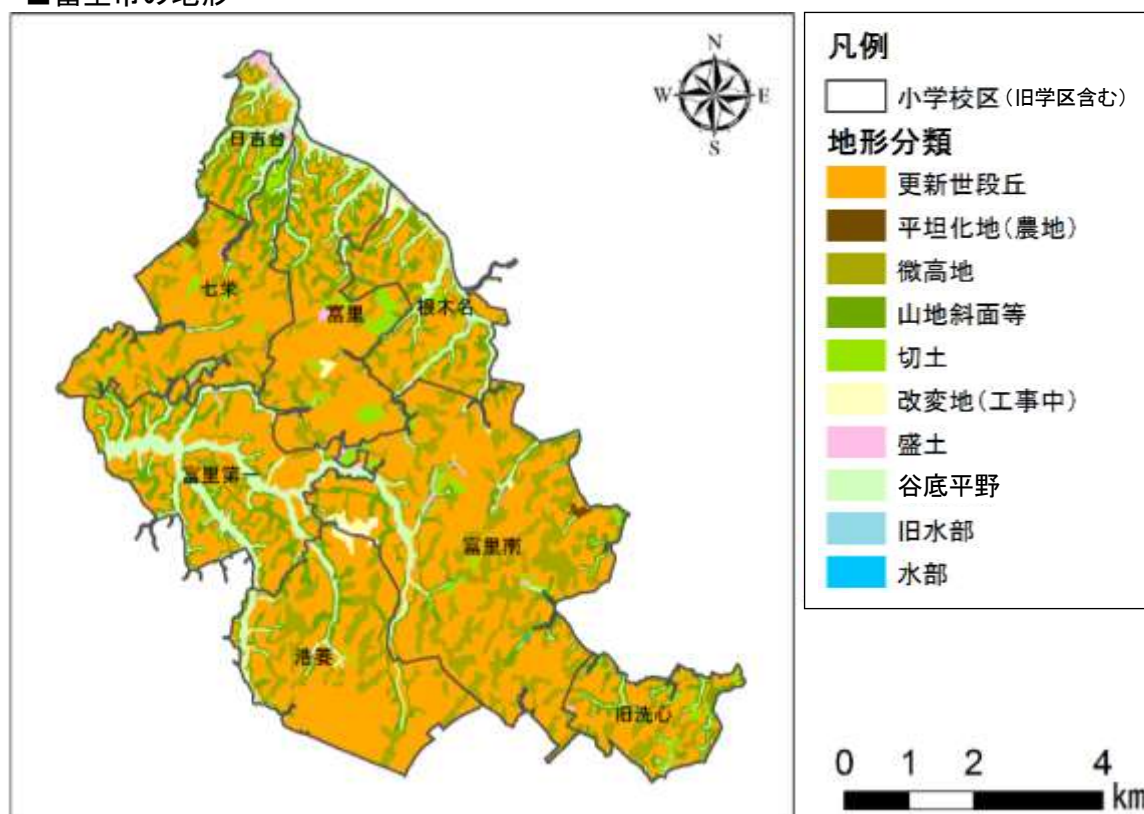
1. 地形・地質

市は、下総台地の高台地域にあり、高崎川、根木名川の源をなし、肥沃な農地や自然環境に恵まれている。台地面の標高は35～45mで、一面に平坦な地形である。その台地面を水流が浸蝕した跡が5～20mの深さの谷となっており、いわゆる「谷津田」といわれる低地を形成する。台地面は畑や山林に、谷津田は水田として利用されている。

台地の表土は、黒い腐植土からなる。腐植土は1m程度の厚さを有し、その下位にはおおむね赤褐色の関東ローム層が存在する。関東ローム層は、関東周辺の火山からの火山灰が堆積し形成され、長い年月の間に火山灰が粘土のようになっている。さらにその下位には、常総粘土層、成田層がある。成田層は、砂や砂利から形成され、貝殻の化石や生物の生活の痕跡が認められる。

一方、低地は、ボーリング調査によると未固結の砂質土や粘性土が堆積している。

■富里市の地形



2. 気象

年降水量は、県内の南部丘陵地域では、2,000mmを超えるが、本市を含む北部は、それ以下になる傾向がある。本市では、年降水量の最大値は、平成18年の1,814mm、最小値は平成17年の1,223mmを観測している。

近年、集中豪雨及び局地的大雨が頻繁に発生する傾向にある。本市における、日降水

量の最大値は、令和元年10月25日の大雨による217.0mm、10分間降水量の最大値は、平成27年8月14日に発生した集中豪雨による19.5mm、1時間降水量の最大値は、平成20年8月5日に発生した集中豪雨による72.0mmが観測されている。

気温については、県内の海岸沿いは温まりにくく冷めにくい海水の熱容量の影響で低くなり、内陸部では高くなる傾向にある。日最高気温の最高値は、平成16年7月20日に記録した38.4℃、日最低気温の最低値は、平成25年2月25日に記録した-8.9℃を観測しており、比較的高い気温の傾向がある。

風速については、県内の海岸沿いや市を含む内陸部の北部は、強い風速の傾向がある。市では、日最大風向・風速の最大値及び日最大瞬間風向・風速の最大値として、令和元年房総半島台風により記録した南南東の風29.6m/s及び45.8m/sを観測し、これにより農作物やビニールハウス等に大きな被害を受けている。

また、近年、本市に対して大きな被害をもたらした災害は、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で、市役所の計測震度計は震度5弱を観測した。その他、平成20年8月5日の局地的大雨、平成25年10月16日の台風第26号による集中豪雨、平成27年8月14日の局地的大雨により内水氾濫が発生した。なお、市の最も近い気象観測所である成田観測所において観測された降水量、気温及び風向風速の観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

■【アメダス成田観測所】観測史上1～5位の値年間を通じての値 ※成田観測所（成田市古込字込前（成田航空地方気象台））

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量(mm)	215.5 2013/10/16	193.0 2019/10/25	190.0 2006/10/6	183.0 2004/10/9	150.0 1977/9/19	1976/1 2020/8
日最大10分間 降水量(mm)	21.0 2019/10/25	19.5 2015/8/14	19.0 2013/8/21	18.5 2015/9/6	16.5 2014/6/24	2009/1 2020/8
日最大1時間 降水量(mm)	72.0 2008/8/5	56.5 2016/8/17	56.5 2016/8/16	55.5 2010/11/1	52.5 2013/8/21	1976/1 2020/8
年降水量の 多い方から(mm)	1,814.0 2006	1,716.0 2019	1,690.5 2010	1,663.0 2008	1,652.0 2004	1976年 2019年
年降水量の 少ない方から(mm)	1,223.0 2005	1,238.0 2007	1,290.0 2018	1,326.5 2015	1,343.0 1976	1976年 2019年
日最高気温の 高い方から(℃)	38.4 2004/7/20	36.9 2013/8/11	36.8 2015/8/6	36.7 2018/8/26	36.6 2007/8/16	2003/1 2020/8
日最低気温の 低い方から(℃)	-8.9 2013/2/25	-8.9 2003/1/16	-8.5 2012/2/3	-8.4 2012/12/27	-8.4 2012/1/31	2003/1 2020/8
日最大風速 ・風向(m/s)	29.6 南南東 2019/9/9	23.7 南東 2016/8/22	23.5 北北西 2013/10/16	21 南南西 2004/12/5	19.2 南南東 2011/9/21	2003/1 2020/8
日最大瞬間 風速・風向 m/s	45.8 南南東 2019/9/9	36.0 南東 2016/8/22	32.9 南 2018/10/1	30.9 南東 2019/10/12	30.9 南南東 2017/10/23	2009/1 2020/8

「銚子地方気象台ホームページ」（令和2年8月）より

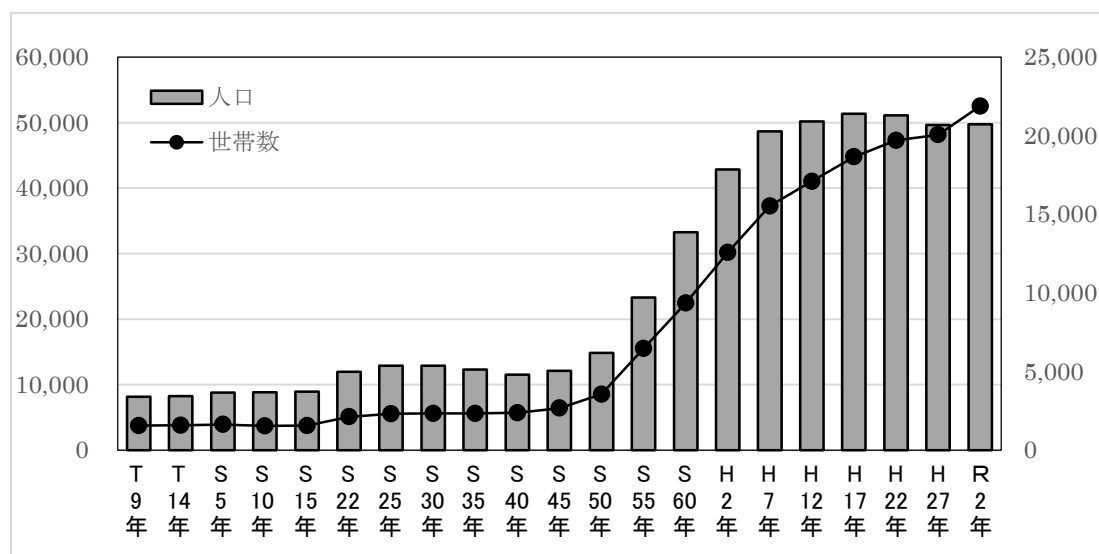
第3 社会環境

1. 人口

(1) 人口・世帯数の推移

市の人口及び世帯数の推移は、次のとおりである。市の人口と世帯数は、東関東自動車道の開通（昭和46年）、成田国際空港の開港（昭和53年）に伴い、空港の隣接地としての宅地化、工業化の進展とともに、昭和45年の12,116人、2,675戸が、平成17年には51,370人、18,652戸まで増加し、その後人口は横ばい傾向を、世帯数は増加傾向を示し、平成27年には49,636人、20,057戸となっている。

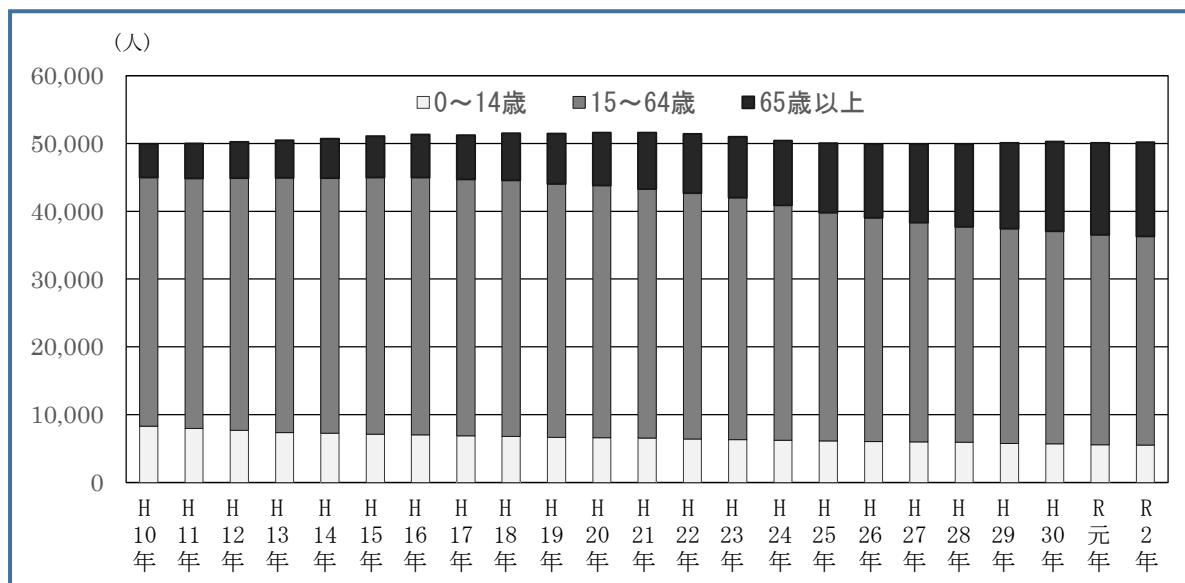
■人口と世帯数の推移【参照】「国勢調査報告」（令和2年10月、総務省）



(2) 年齢別人口

市の年齢別人口は、次のとおりである。

■年齢別人口の推移 ※平成25年以前は、外国人登録人口と住民基本台帳の合計値「住民基本台帳」（各年の3月末現在）より



(3) 市内外への就業・通学者数

首都圏において昼間の時間帯に大規模な地震が発生した場合、市から市外へ従業・通学する者は、就業及び通学の場所で帰宅困難になる可能性があり、同様に、市外から市に従業・通学する者は、市において滞留者になる可能性がある。

ア 市から市外への就業・通学者数

市から市外への就業者及び通学者の総数は 16,055 人で、うち県内が 14,158 人、県外へは 1,722 人である。県内市町村の内、最も多いのは成田市で 6,850 人、以下順に千葉市の 1,177 人、佐倉市の 1,069 人となっている。県外に従業・通学する者の場合、その多くが都内への就業者及び通学者で 1,375 人である。

総 則	災害予防計画
	震災
	風水害
	事故災害
	東海地震
災害応急対策計画	
復興計画	
資料編	

■市からの就業・通学者数（15歳以上）

区分	計	就業者	通学者
富里市に常住する就業者・通学者	26,975	24,939	2,036
富里市で従業・通学	10,159	9,630	529
他市区町村で従業・通学	16,055	14,592	1,463
県内	14,158	13,005	1,153
成田市	6,850	6,614	236
千葉市	1,177	974	203
佐倉市	1,069	974	95
芝山町	842	841	1
八街市	841	727	114
酒々井町	458	402	56
船橋市	298	262	36
八千代市	257	185	72
その他	2,366	2,026	340
県外	1,722	1,424	298
東京都	1,375	1,126	249
茨城県	153	147	6
その他	194	151	43

【参照】「国勢調査報告」（平成27年10月、総務省）

イ 市外から市への就業・通学者数

市外から本市への就業者及び通学者の総数は8,882人で、うち県内からが8,531人、県外からは351人となっている。

県内から本市への就業者及び通学者のうち、最も多いのは成田市からで2,517人、以下順に八街市の1,629人、山武市の596人、佐倉市の553人となっている。

■市への就業・通学者数（15歳以上）

区分	計	就業者	通学者
富里市で従業・通学する者	19,977	18,941	1,036
富里市に常住	10,159	9,630	529
他市区町村に常住	8,882	8,431	451
県内	8,531	8,086	445
成田市	2,517	2,273	244
八街市	1,629	1,550	79
山武市	596	592	4
佐倉市	553	548	5
酒々井町	425	408	17
千葉市	310	308	2
香取市	281	271	10
芝山町	264	238	26
多古町	245	223	22
その他	1,711	1,675	36
県外	351	345	6

【参照】「国勢調査報告」（平成27年10月、総務省）

2. 建物

建築基準法は、十勝沖地震（昭和 43 年）を教訓に、昭和 46 年に見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し改正された。さらに、耐震設計法は、宮城県沖地震（昭和 53 年）を教訓に、昭和 56 年に抜本的に見直され、震度6強から震度7程度の揺れに対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害が生じないことを目標として耐震設計基準が大幅に改正された。

新耐震基準の有効性は、平成 7 年に発生し震度7を記録した阪神・淡路大震災でおおむね確認されたが、昭和 56 年以降に建てられた建物にも一部被害は認められた。

平成7年以降、耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人々が利用する特定建築物の耐震化が進められている。その後、新耐震基準は、平成 12 年に部材接合部の金具や壁のバランスよい配置等に関する規定を追加し、新・新耐震基準として見直された。

平成 28 年熊本地震では、同一地震、同一地域で震度7の揺れを2回記録し、新・新耐震基準を満足している建物でも全壊した。新・新耐震基準は、震度6強から震度7の揺れでも倒壊しない水準を求めているが、強い揺れに2度襲われることは想定されていなかったこともあり、国土交通省は、平成 28 年熊本地震を教訓に、建築基準の在り方も含めて建物の耐震性の確保・向上方策の見直しを進めている。

住宅・土地統計調査（平成 30 年、総務省）による市の住宅戸数は、全部で 20,330 戸（建築の時期「不詳」を含む。）あり、昭和 55 年以前に建築された住宅は 4,010 戸で全体の約 19.7%を占めている。なかでも昭和 45 年以前に建築された住宅は 1,020 戸で全体の約 5.0%となっている。

市の住宅について、建築時期別、住宅の種類別、構造別に集計した結果は、次のとおりである。

なお、耐震性能不足が懸念される建物は、昭和 56 年5月 31 日以前に建築されたものである。

■建築時期別、住宅の種類別、構造別住宅数

[単位：戸]

建築時期	総 数	住宅の種類		構 造				
		専用住宅	併用住宅	木造	防火木造	RC・SRC	鉄骨造	その他
昭和 45 年以前	1,020	990	30	740	260	10	10	—
昭和 46 年～55 年	2,990	2,960	30	1,480	940	530	30	—
昭和 56 年～平成 2 年	4,340	4,290	50	1,560	2,420	250	120	—
平成 3 年～ 12 年	3,290	3,230	60	990	1,700	190	410	—
平成 13 年～22 年	3,070	3,040	30	660	1,460	420	540	—
平成 23 年～27 年	1,730	1,720	10	310	1,180	20	220	—
平成 28 年～30 年 9 月	600	580	20	90	240	170	100	—
合 計 ※	20,330	20,070	260	6,550	9,370	2,270	2,130	—

※建築の時期「不詳」を含む。

「富里市耐震改修促進計画」（令和 2 年 3 月）より

3. 道路交通

(1) 道路網

市内の道路網は、酒々井町と芝山町を結ぶ国道 296 号が東西を横断し、成田市と八街市を結ぶ国道 409 号が南北を縦貫する国道のほか、一般県道や主要地方道により周辺市街地への接続が図られている。また、本市の北西部には東関東自動車道が供用されており、国道 409 号に開設されている富里 IC から東京、茨城、成田空港方面へのアクセスに加えて、平成 25 年には酒々井 IC が新たに開設され、翌年 4 月には市道 01-008 号線が開通したことにより、市街地を迂回して国道 409 号、さらに国道 296 号まで接続され、道路網の向上が図られた。これにより、これまで市街地や富里 IC 付近での慢性的な渋滞が大幅に緩和されている。

(2) 交通

市内には鉄道駅が無く市内の公共交通は、高速バスと路線バス、これを補完する交通機関として富里市循環バスとデマンド交通が運行している。

高速バスは、3 路線がいずれも富里バスターミナルを経由し、東京～富里・匝瑳間、東京ディズニーリゾート～京成成田駅間、京都・大阪～成田・銚子間を運行している。路線バスは、千葉交通株式会社により京成成田駅及び八街駅を起点として市内各所を運行している。富里市循環バスは、市のコミュニティバスで市役所から京成酒々井駅と市役所から富里バスターミナルまでを運行し、「さとバス」の愛称が付いている。デマンド交通は、市内在住者を対象に、3 路線運行している。全路線とも富里バスターミナルで東京駅直通の高速バスに接続している。

4. 土地利用

本市の土地利用は、日吉台、美沢地区の全域、日吉倉、七栄及び御料の各一部に市街地が形成され、市の南部、北西部を中心にまとまった農地、樹林地が形成されている。

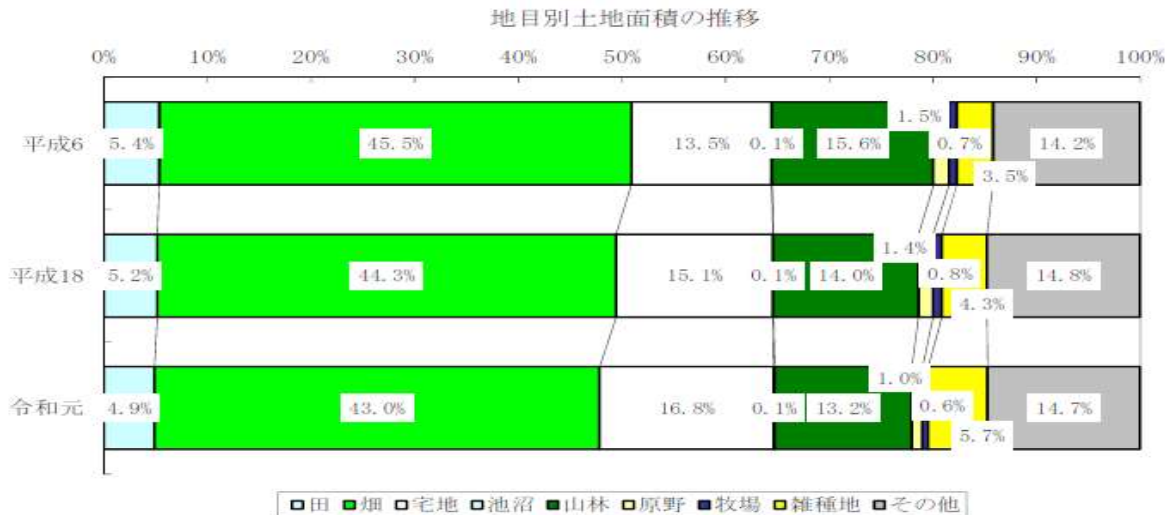
市の土地利用を地目別面積の割合で見ると、畑が 43.0%と最も大きく、次が宅地で 16.8%、以下順に山林の 13.2%、雑種地の 5.7%、田の 4.9%となっており、農地が全体の 47.9%を占めている。

平成 5 年から平成 31 年までの地目別面積の変化を見ると、田、畑及び山林が減少し、宅地及び雑種地が増加している。

総則	災害予防
計画	
震災	災害応急
風水害	対策計画
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

■地目別面積の推移

[平成31年1月1日現在]



【参照】「富里市統計書」（令和2年7月）より

5. ライフライン

本市のライフラインは、「富里市統計書」（令和2年7月）によると、上水道の普及率が80.1%（令和元年度）、下水道の人口普及率が62.9%（令和元年度）、水洗化率が96.3%（令和元年度）となっている。

また、ガスは東京ガス株式会社・日本瓦斯株式会社及びプロパンガス、電力は東京電力パワーグリッド株式会社等により供給されている。

その他、現代の社会基盤としてライフライン化されているものには、電気、ガス、水道以外にも「通信」が極めて重要であり、災害時に重要な役割を担う本市の防災行政無線は、平成28年度をもって親局・屋外子局共にデジタル化が完了している。

今後は、5G（第5世代移動通信システム）環境下における情報伝達手段の研究・開発、ケーブルテレビやコミュニティFMなどのメディアも重要な社会インフラとなることが想定される。

第4 災害履歴

1. 地震災害

(1) 千葉県における地震災害

千葉県の位置する南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部に当たり、最も地震活動の活発な地域である。

これまで、県下において発生した地震被害は、次のとおりである。

このうち、市に被害を及ぼした主な地震は、安政江戸地震（1855年）、関東地震（1923年）等である。

■千葉県における地震災害の履歴

年	月日	地震名	地震の規模・震源	千葉県の主な被害
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8. 2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8. 4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6. 9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に、被害。死者 20 人、家屋全壊 82 戸。
1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7. 9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2～3m の津波。死者 1 人。
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6. 7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、填砂現象多数。
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	M6. 1 震源：千葉県北東部（震源の深さ：約 52 km）	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。県内での被害なし。
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6. 0 震源：千葉県北西部（震源の深さ：約 73 km）	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9. 0 震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18. 8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23. 7km ² に達した。死者は 20 名（内、津波による死者 14 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 251 名。建物全壊 798 棟、半壊 9, 923 棟、一部破損 46, 828 棟、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟、水道断水 177, 254 戸、下水道 12, 600 戸で使用制限、ガス 8, 631 戸で停止、電気 35 万 3 千戸で停止。
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6. 1 千葉県東方沖	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害が出た。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14, 800 戸以上に断水が発生した。
2012 平成 24	4. 29	千葉県北東部を震源とする地震	M5. 8 千葉県北東部	旭市で震度 5 弱を観測。

【参照】「千葉県地域防災計画（平成 29 年度修正）」（平成 29 年 8 月、千葉県）を一部加工

(2) 市における地震災害

近年、市に対して最も大きな被害をもたらした地震は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）である。この地震により市役所の計測震度計は震度 5 弱を観測した。また、地震により液状化も一部地域で発生した。

市の被害状況は、次のとおりである。

■東日本大震災における市内の被害 [平成 26 年 3 月 31 日現在]

項目	被害内容
人的被害	3 人（中等症 1 人、軽症 2 人）
住宅被害	全壊 11 棟、半壊（大規模半壊含む）7 棟、一部破損 690 棟 （罹災証明書発行に係わる調査棟数）
停電	地震直後から市南部（十倉、御料等）を中心に約 2,500 戸（3 月 12 日復旧）
施設被害	小中学校 11 校（外壁損傷、天井損傷） 公民館、図書館等 21 施設（外壁損傷、天井損傷）
道路被害	市道 18 路線（総延長 1,932m）の各一部、日吉台 3 丁目で市道の一部が片側通行

【参照】「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）

2. 風水害

市内で発生した風水害は、台風とこれに伴う停滞前線の活動によるものが多い。浸水被害は、低地だけでなく、台地上でも発生しているが、ほとんどが強い降雨に排水が対応しきれずに発生する内水氾濫である。

■市における風水害の履歴

災害発生日		災害種類	被害状況					
			住家被害（棟）			土木公 共施設 （箇所）	がけ 崩れ （箇所）	その他
			床上 浸水	床下 浸水	一部 破損			
H元年	8月1～6日	台風第13号	1	4	0	8	2	農産被害 186.2ha, 234,940 千円
H2年	11月4日	大雨	1	0	0	5	1	
H3年	9月8～9日	台風第15号	2	3	0	34	1	農産被害 226ha, 195,561 千円
	9月19日	台風第18号	0	10	3	8	7	農産被害 299ha, 630,690 千円
	10月6～15日	前線・台風 第21号	9	71	2	29	5	農産被害 875ha, 902,634 千円
H5年	8月26～27日	台風第11号	0	1	0	3	0	床下浸水、道路法面崩れ
H7年	5月15～16日	大雨	0	1	0	0	0	ハウス全壊
H8年	7月5日	竜巻	-	-	6	0	0	瓦の一部破損、パイプハウス被害、農産被害 2.8ha
H14年	7月16日	台風第7号	3	3	0	0	0	農産被害 14,003 千円、道路冠水
	10月1日	台風第21号	0	0	2	0	0	農産被害 375,270 千円
H16年	9月4日	大雨	0	6	0	0	0	床下浸水、道路冠水
	10月9日	台風第22号	0	14	0	0	0	農産被害 250,000 千円
	10月20日	台風第23号	0	13	0	0	0	農産被害 72,870 千円
H17年	8月25～26日	台風第11号	0	0	0	0	0	農産被害 4,141 千円
H18年	10月6日	大雨・暴風	0	0	0	1	0	土石崩落、住宅一部破損
H25年	10月25～26日	台風第26号	5	29	0	0	3	農産被害 面積 2,388ha

【参照】「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）

総則	
計画	災害予防
震災	災害応急対策計画
風水害	
事故災害	
東海地震	
復興計画	災害復旧
資料編	

第5節 市の災害想定

市は、防災施策の前提として前回実施した「富里市防災アセスメント調査」（平成22年3月）に対し、東日本大震災の教訓である「想定外を許さない。」の考えのもと、最新の科学的知見及び自然・社会条件を用いて「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）を実施し、地震被害や土砂災害被害・浸水被害についてより具体的な見直しを行った。

今回調査の結果得られた地震被害想定結果及び土砂災害・浸水被害想定結果は、次のとおりである。

第1 地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの強さや、人的被害及び建物被害等の程度を推計するもので、震災に対する防災計画を作成する際に、その被害の程度に応じた効果的な災害対策を検討することができる。

1. 想定地震

前回調査では、市に最も大きな影響を及ぼし、かつ切迫性が高い地震として東京湾北部地震を想定し、災害対策の前提とした。

今回調査では、市への影響が大きく、かつ最新の知見から発生の可能性が高い地震として、5つの想定地震を設定し、被害想定を行っている（詳細については「富里市防災アセスメント調査業務報告書」（平成30年3月））。

その結果、市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震は、富里市直下地震と想定されたが、これは、東日本大震災の教訓を受け、現状で明確な根拠がなくとも想定する限り最も大きな影響を及ぼす地震については、災害対策の想定地震として対象とすべきであるとの考えから想定したものである。

■計画の前提とした想定地震とその概要

想定地震	規模	震源深さ	資料
富里市直下地震	Mw6.8	5 km	内閣府首都直下地震モデル検討会（平成25年12月）を参考に独自に設定

2. 想定結果

富里市直下地震が発生した場合、ほぼ全市域で震度6弱の揺れが想定され、日吉台小学校区の根木名川沿いの低地の一部では震度6強の揺れが想定される。これは、市が東日本大震災で経験した震度5弱よりも3段階大きな揺れである。

液状化は、根木名川、高崎川沿いの低地で発生する可能性の高いことが分かる。

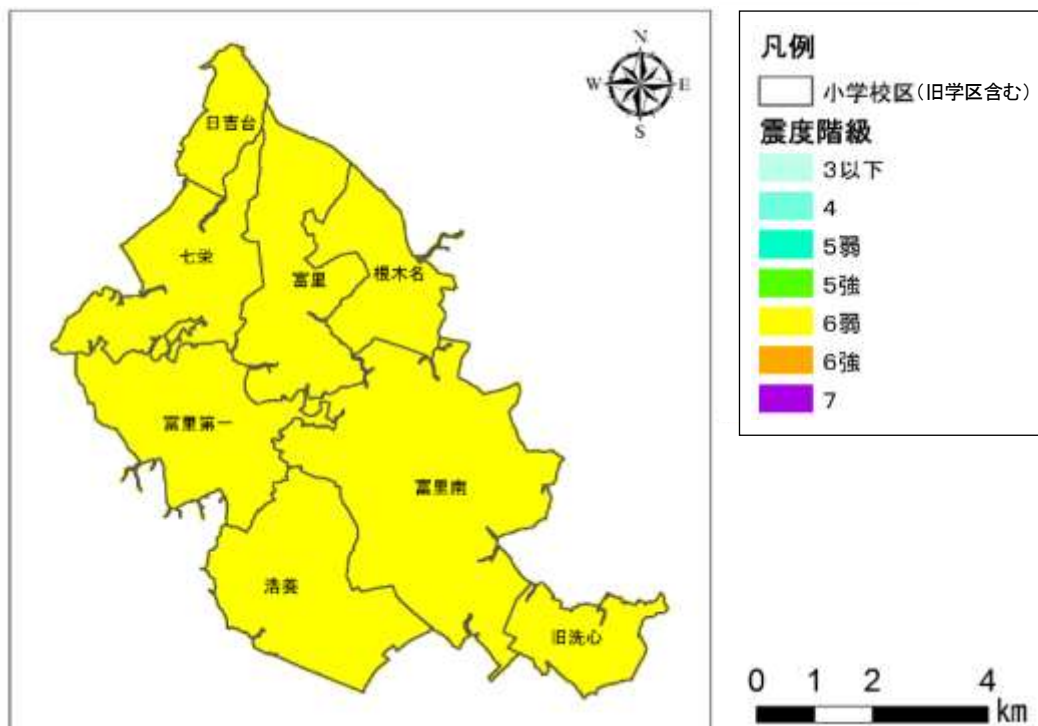
市において想定される地震被害は、次のとおりである。

前回調査による東京湾北部地震との比較では、ほぼ全項目にわたり富里市直下地震の方が大きな被害になると想定された。

なお、想定結果では、市の食料等、毛布等の備蓄量とその供給程度についても想定し

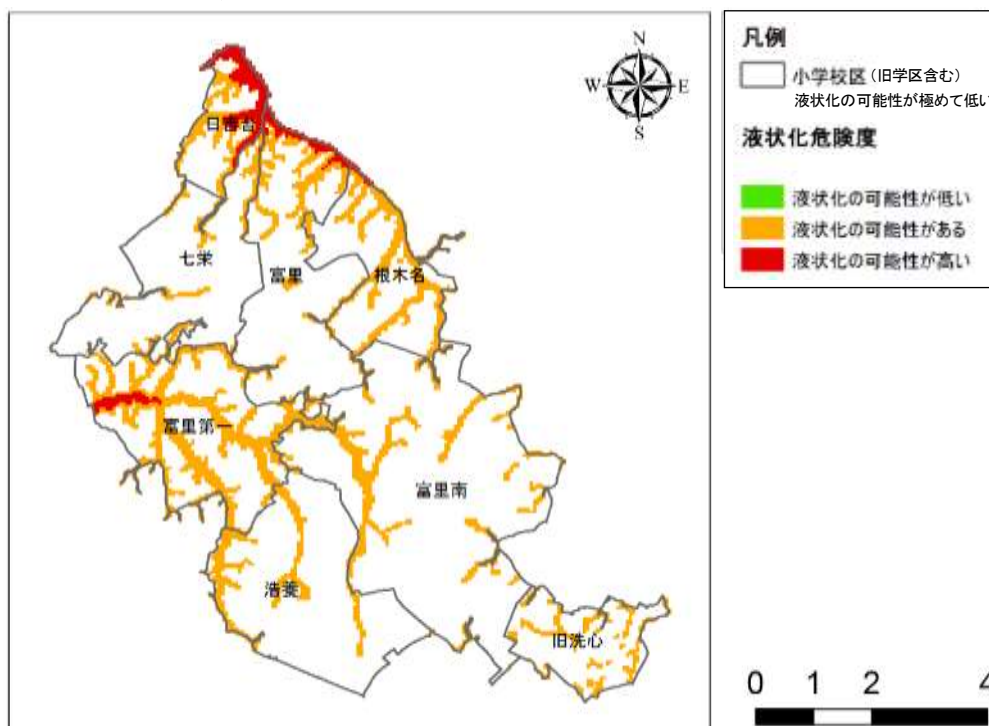
ており、その結果、建物やライフライン施設の耐震化に合わせて災害備蓄についても、これまで以上の災害対策の推進が必要と考えられる。

■富里市直下地震（Mw6.8）における震度分布



【参照】「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）

■富里市直下地震（Mw6.8）における液状化危険度



【参照】「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）

■被害想定結果新旧比較表

想定項目			単位	富里市直下地震 (今回調査)	東京湾北部地震 (前回調査)
地震動	最大震度階級	-	-	震度6強	震度6弱
液状化	液状化危険度	PL 値による判定	-	危険度高い	-
土砂災害	土砂災害危険度	危険度ランク A	箇所	6	-
		危険度ランク B	箇所	0	-
		危険度ランク C	箇所	1	-
建物被害	全壊棟数	揺れ	棟	1,749	2
		液状化	棟	59	0
		土砂災害	棟	3	9
		計	棟	1,811	11
	半壊棟数	揺れ	棟	4,705	113
		液状化	棟	214	2
		土砂災害	棟	7	22
		計	棟	4,926	137
火災延焼	出火件数	-	件	0	-
	焼失棟数	-	棟	7	-
人的被害	死者	建物倒壊	人	8	0
		土砂災害	人	0	0
		火災	人	1	-
		屋外転倒物等	人	0	0
	負傷者（重傷者）	建物倒壊	人	797 (122)	16 (0)
		土砂災害	人	0 (0)	4 (2)
		火災	人	1 (0)	- (-)
		屋外転倒物等	人	10 (4)	6 (2)
	要救助者	-	人	38	-
ライフライン	上水道被害	断水人口	人	25,672	-
		断水率	%	64.7	-
	下水道被害	支障人口	人	1,053	-
		支障率	%	3.4	-
	電力被害	停電軒数	軒	4,240	-
		停電率	%	12.0	-
	電話被害	不通回線数	回線	2,846	-
		不通回線率	%	12.4	-
	都市ガス被害	支障人口	人	10,527	-
		支障率	%	100	-
生活への影響	避難者	直後	人	4,646	143
		1週間後*	人	9,480	169
		1か月後	人	9,552	143
	避難所避難者 (避難者の内数)	直後	人	2,788	-
		1週間後	人	4,740	-
		1か月後	人	2,866	-
	帰宅困難者	帰宅困難者数	人	5,798	-
		滞留者数	人	2,411	-
	食料の供給	備蓄量	食	15,239	-
		1日目の不足量	食	0	-
		2日目の不足量	食	5,837	-
		3日目の不足量	食	12,044	-
	飲料水の供給	備蓄量	リットル	7,348	-
		1日目の不足量	リットル	2,688	-
		2日目の不足量	リットル	11,040	-
		3日目の不足量	リットル	12,044	-
	毛布の供給	備蓄量	枚	2,457	-
		1日目の不足量	枚	3,118	-
		2日目の不足量	枚	3,676	-
		3日目の不足量	枚	4,234	-
	トイレの供給	備蓄量（仮設トイレ）	回/日	14,688	-
		備蓄量（排便袋）	回	3,300	-
		3日目までの不足量	回	0	-
災害廃棄物	災害廃棄物量	災害廃棄物量発生量	万 t	15.41	-
		仮置き場の必要面積	ha	5.55	-

※1 「1週間後*」は、前回調査では、4日後の数値であることを示している。

※2 四捨五入の関係で合計と一致しないことがある。

【参照】「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）

第2 土砂災害想定

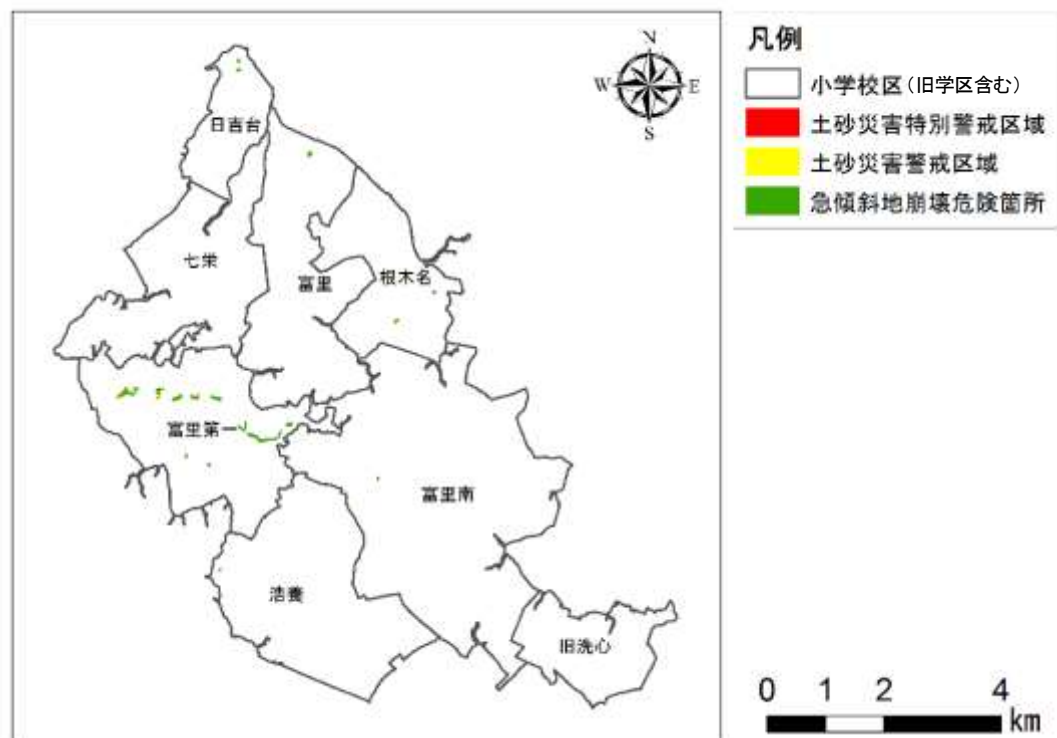
1. 想定概要

市の土砂災害のおそれがある区域・箇所として、市内の山斜面を中心に急傾斜地崩壊危険箇所（法的な位置付けはない。）が多数存在しており、このうち、「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」（平成13年4月施行）に基づき土砂災害（特別）警戒区域として4区域が指定されている。小学校区別にみると、急傾斜地崩壊危険箇所は、七栄小学校区と旧洗心小学校区を除く小学校区に存在し、土砂災害（特別）警戒区域は富里第一小学校区に存在する。

土砂災害に伴う被害想定は、土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所において土砂災害に伴い避難が求められる居住者数を把握し、要避難人口・世帯数として整理した。

なお、市内の土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の位置は、次のとおりである。

■土砂災害のおそれがある区域・箇所



【参照】「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）

【資料3】『危険箇所に関する資料』参照

2. 土砂災害警戒区域

「土砂災害防止法」は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を目的として定められた。

なお、当該区域のうち、特定の開発行為に対する制限、建築物の構造規制等を行う区

域として土砂災害特別警戒区域が指定されている。

市における土砂災害（特別）警戒区域の指定状況は、資料編を参照のこと。

【資料3】『危険箇所に関する資料』参照

3. 想定結果

市内の土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所において避難が必要と考えられる人口・世帯数を小学校区ごとに推定した結果は、次のとおりである。

これによると、土砂災害（特別）警戒区域の場合、避難が必要な小学校区は富里第一小学校区だけで、要避難者数は36人、要避難世帯数は15世帯となっている。

また、急傾斜地崩壊危険箇所の場合、要避難人口・世帯数は、富里第一小学校区が最も多く226人90世帯、次に多いのは日吉台小学校区で39人21世帯となっており、旧洗心小学校区及び七栄小学校区では、土砂災害に伴う要避難者はいない。

■土砂災害（特別）警戒区域における要避難人口・世帯数

小学校区 (旧学区含む)	要避難人口（人）				要避難世帯数 (世帯)
	合計	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
① 富里小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
② 富里第一小学校	36 (27)	3 (3)	21 (16)	11 (8)	15 (12)
③ 富里南小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
④ 浩養小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑤ 旧洗心小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑥ 日吉台小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑦ 根木名小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
⑧ 七栄小学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	36 (27)	3 (3)	21 (16)	11 (8)	15 (12)

※ 括弧内の数字は、土砂災害（特別）警戒区域の要避難人口を示す。

【参照】「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）

■急傾斜地崩壊危険箇所における要避難人口・世帯数

小学校区 (旧学区含む)	要避難人口（人）				要避難世帯数 (世帯)
	合計	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
① 富里小学校	10	1	6	3	4
② 富里第一小学校	226	21	135	71	90
③ 富里南小学校	2	0	1	1	1
④ 浩養小学校	2	0	1	1	1
⑤ 旧洗心小学校	0	0	0	0	0
⑥ 日吉台小学校	39	4	29	6	21
⑦ 根木名小学校	10	1	6	3	5
⑧ 七栄小学校	0	0	0	0	0
計	291	27	179	85	123

【参照】「富里市防災アセスメント調査」（平成30年3月）

第3 浸水被害想定

1. 外水氾濫（河川氾濫）

（1）市内の対象河川

外水氾濫の対象河川は、市内の根木名付近に源を発し成田市との境界に沿って北へ流れ成田市から利根川へと合流する一級河川の根木名川である。

根木名川は、流域面積 86.8km²、支流を含む指定延長は 30.4km となっている。
根木名川は、知事により水位情報周知河川に指定されており、浸水想定区域図（河川堤防が決壊した場合の浸水範囲及び浸水深が示されている。）が発表されている。浸水想定区域図は、次のとおりである。

また、根木名川の本川である利根川が洪水により浸水した場合については、国土交通省より発表されている「利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（平成 29 年 7 月、国土交通省）に基づく。

これらの浸水想定区域図を比較すると、市の影響は、「根木名川水系浸水想定区域図」の方が大きいことから、河川氾濫による浸水被害については「根木名川水系浸水想定区域図」を用いて想定する。

■根木名川の浸水想定区域について

指定河川名	浸水想定区域図名	作成主体	指定年	指定の前提となる計画降雨
根木名川	根木名川水系浸水想定区域図	千葉県印旛地域整備センター 成田整備事務所 （現在は、千葉県県土整備部 成田土木事務所）	平成 19 年 9 月 28 日	おおむね 50 年に 1 回程度の大雨、根木名川流域の 24 時間降水量 245mm

【参照】「国土交通省ホームページ」（平成 30 年 12 月）

（2）河川氾濫の概要

根木名川水系浸水想定区域図によると、市域においても日吉倉地区（日吉台小学校区）において浸水深 1.0m 未満の浸水が発生する。

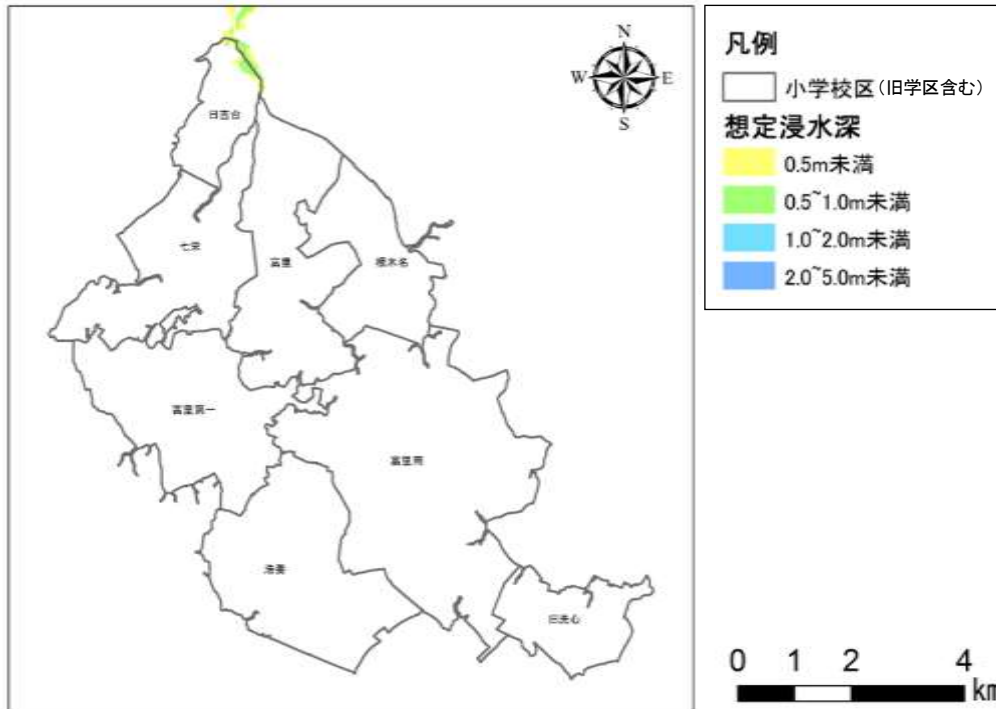
根木名川の浸水想定区域は、次のとおりである。

（3）想定結果

根木名川浸水想定区域及び想定浸水深に基づき、小学校区別、年齢別に浸水人口を整理した結果は、次のとおりである。

これによると、根木名川の堤防決壊等による浸水被害は、日吉台小学校区において発生し、浸水人口は、床下浸水 176 人、床上浸水 157 人と想定される。

■根木名川浸水想定区域



【参照】「富里市防災アセスメント調査」(平成30年3月)

■根木名川浸水想定区域における浸水人口

小学校区 (旧学区含む)	浸水人口(人)								浸水世帯数 (世帯)	
	15歳未満		15~64歳		65歳~		計		床下	床上
	床下	床上	床下	床上	床下	床上	床下	床上		
① 富里小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 富里第一小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 富里南小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 浩養小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 旧洗心小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 日吉台小学校	19	17	130	116	27	24	176	157	95	86
⑦ 根木名小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 七栄小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	19	17	130	116	27	24	176	157	95	86

【参照】「富里市防災アセスメント調査」(平成30年3月)

2. 内水氾濫(雨水出水)

内水氾濫の被害想定は、これまで市内で発生した内水氾濫の履歴を用いて、小学校区ごとに発生頻度を整理することにより行う。

(1) 内水氾濫の概要

平成20年8月5日の局地的大雨、平成25年10月16日の台風第26号による集中豪雨、平成27年8月14日の局地的大雨により内水氾濫が発生した(降水量は、「本編 第4節 第2 2. 気象」を参照)。内水氾濫の発生箇所は、次のとおりである。

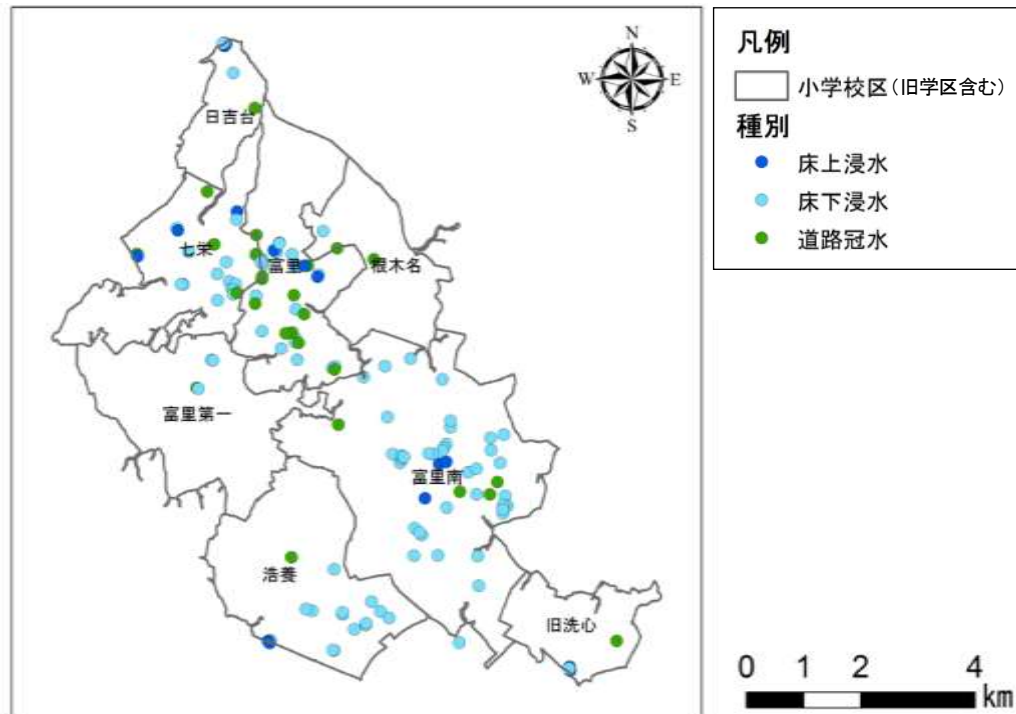
(2) 想定結果

内水氾濫は、低地だけでなく比較的台地上の宅地や道路でも発生しており、発生頻度の違いはあるが市内の各小学校区全てにおいて発生している。

小学校区別にみると、特に富里南小学校区は床上浸水、床下浸水ともに最も発生している。

道路冠水では、富里小学校区が最も多く、次いで七栄小学校区、富里南小学校の順に発生している。

■内水氾濫の発生箇所



【参照】「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）

■内水氾濫の発生状況

小学校区 (旧学区含む)	浸水（箇所）			道路冠水 (箇所)
	床上浸水	床下浸水	計	
① 富里小学校	3	19	22	11
② 富里第一小学校	0	3	3	1
③ 富里南小学校	3	38	41	4
④ 浩養小学校	2	14	16	1
⑤ 旧洗心小学校	2	1	3	1
⑥ 日吉台小学校	2	3	5	1
⑦ 根木名小学校	0	2	2	1
⑧ 七栄小学校	3	14	17	6
計	15	94	109	26

【参照】「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）

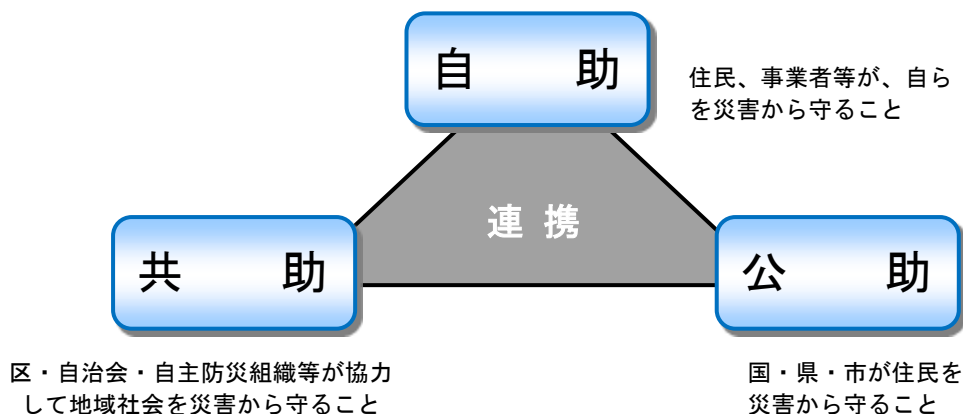
第6節 災害対策の基本方針

東日本大震災をはじめとする災害教訓、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画の修正内容、「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）の成果を基に、富里市地域防災計画の基本方針を次のように定める。

1. 自助・共助・公助による被害の軽減

大規模災害が発生した場合、救助・消火・医療救護・避難等、同時に多くの対応が必要となるが、これらの対策を行政のみで行うことは困難である。

住民・事業所等による自助、区・自治会・自主防災組織等による共助、市や防災関係機関の行う公助が連携して災害対策を行うことにより被害の軽減を図る。



2. 地域防災力の向上

大規模災害が発生した場合、「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」との考えに基づき、地域での安否確認・救助・初期消火・避難誘導等の活動や、地域住民による自主的な避難所運営等、地域コミュニティによる相互支援が必要となる。

そのため、市では、住民への防災啓発（最低３日分（推奨１週間分）の備蓄等）、学校での防災教育の推進、区・自治会・自主防災組織における防災訓練の指導を行うこと等により、地域防災力の向上を図る。

3. 最大リスクを想定した地震に対する災害対策

市の地震対策は、これまで、首都直下地震として切迫性が最も高いとされている東京湾北部地震（「首都直下地震対策専門調査会報告」（平成 17 年 7 月、中央防災会議）による。）を対象としてきた。

市が実施した「富里市防災アセスメント調査」（平成 30 年 3 月）では、東日本大震災の教訓である「想定外を許さない。」の考えのもと、富里市直下地震を想定した結果、東京湾北部地震に比べ、ほとんどの項目でより大きな被害が発生すると予測された。そのため、市の地震対策の前提は、具体的な切迫性は明確でないものの、発生した場合は最大の被害をもたらすと考えられる富里市直下地震とする。これにより、市は、これまで

で以上に災害対策を推進する。災害対策の主な項目は、次のとおりである。

- 災害事象への対策（液状化対策、土砂災害の防止等）
- 建築物の耐震化、オープンスペースの整備・保全
- 救急救助・医療体制の整備
- 物資供給体制の整備、給水体制の整備
- 避難体制の整備、帰宅困難者・滞留者対策
- 災害廃棄物対策

4. 要配慮者への支援

災害対策第8条第2項の規定では、災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を要配慮者として位置付けている。市は、こういった要配慮者の安否確認や避難支援、避難所において安心して生活できる環境づくり等を実施するため、「富里市災害時避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（平成27年10月）に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員・区・自治会を中心に自主防災組織等と連携して地域で支援する体制の整備を図る。

また、市は、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（平成28年3月、千葉県）を参考に、災害予防、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階において、要配慮者一人ひとりの特性を考慮した支援を行うものとする。

5. 男女共同参画の視点

東日本大震災等の大規模災害における教訓として、避難所における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布等の共同生活における女性への配慮の不足、女性特有の問題に係わる相談窓口の不足等、男女共同参画の視点が十分でない状況が見受けられた。

そのため、市では、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する計画・方針決定過程及び避難訓練等の防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を踏まえた応急対策活動を推進する。

6. 広域応援体制の構築

大規模災害では、市町村域を超えた広い範囲の被災が想定されるため、近隣の自治体や関係団体等からの支援が受けられないことが考えられる。したがって、遠隔地の自治体や事業所等と連携を図る等、物資確保や要員の応援を受けられる体制を構築する。

なお、最も切迫性の高い首都直下地震（東京湾北部地震）が発生した場合、首都圏における被害は、全壊及び焼失棟数合計約465,000棟、死者数合計約17,000人と予測されている（「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月、中央防災会議））。それに対し、市の被害は、全壊及び焼失棟数合計11棟、死者数合計0人と予測され、市単独の被害については、地震対策の前提としている富里市直下地震に備えることで東京湾北部地震に対しては対応可能と考えられる。

そのため、東京湾北部地震が発生した場合、市は、防災体制をいち早く整えるとともに、県と連携して積極的な広域支援を行うものとする。